

『在宅医療点数の手引』2020年9月版 正誤・追補(2020.11.18)

※訂正箇所は**ゴシック太字下線**で表示しております。※今回追加したものは太枠で示しております。

※2020年9月以降に示された通知等による追補については、頁欄に■印をしております。

頁	訂正箇所	誤			正																			
■98	表中 最下段を 右の様に訂正	<table><tr><th>区分</th><th>診療行為名称等</th><th>記載事項</th><th>レセプト電算処理 システム用コード</th><th colspan="2">左記コードによるレセプト表示文言</th></tr><tr><td rowspan="3">C 000</td><td rowspan="3">往診料の患家診療時 間加算</td><td rowspan="3">診療時間を記載する。</td><td>852100001</td><td colspan="2">診療時間(患家診療時間加算)</td></tr><tr><td><u>114000970</u></td><td colspan="2"><u>患家診療時間加算(往診料)</u></td></tr><tr><td><u>114002470</u></td><td colspan="2"><u>患家診療時間加算(特別往診)</u></td></tr></table>					区分	診療行為名称等	記載事項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言		C 000	往診料の患家診療時 間加算	診療時間を記載する。	852100001	診療時間(患家診療時間加算)		<u>114000970</u>	<u>患家診療時間加算(往診料)</u>		<u>114002470</u>	<u>患家診療時間加算(特別往診)</u>	
区分	診療行為名称等	記載事項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言																				
C 000	往診料の患家診療時 間加算	診療時間を記載する。	852100001	診療時間(患家診療時間加算)																				
			<u>114000970</u>	<u>患家診療時間加算(往診料)</u>																				
			<u>114002470</u>	<u>患家診療時間加算(特別往診)</u>																				
104	左段上から 12 行目	「同一建物居住以外の場合」…			「同一建物居住 者 以外の場合」…																			
■112	表中 最下段を 右の様に訂正	<table><tr><th>区分</th><th>診療行為名称等</th><th>記載事項</th><th>レセプト電算処理 システム用コード</th><th colspan="2">左記コードによるレセプト表示文言</th></tr><tr><td>C 001</td><td>在宅患者訪問診療料 （Ⅰ）の患家診療時 間加算</td><td>診療時間を記載する。</td><td>852100001 <u>114001470</u></td><td colspan="2">診療時間（患家診療時間加算） <u>患家診療時間加算（在宅患者訪問診療料（Ⅰ）・（Ⅱ））</u></td></tr></table>					区分	診療行為名称等	記載事項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言		C 001	在宅患者訪問診療料 （Ⅰ）の患家診療時 間加算	診療時間を記載する。	852100001 <u>114001470</u>	診療時間（患家診療時間加算） <u>患家診療時間加算（在宅患者訪問診療料（Ⅰ）・（Ⅱ））</u>							
区分	診療行為名称等	記載事項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言																				
C 001	在宅患者訪問診療料 （Ⅰ）の患家診療時 間加算	診療時間を記載する。	852100001 <u>114001470</u>	診療時間（患家診療時間加算） <u>患家診療時間加算（在宅患者訪問診療料（Ⅰ）・（Ⅱ））</u>																				
■113	表中 区分上か ら 3 段目 右から 1 枠目	訪問地域、海路距離、往、復、往復の波浪の別及び滞在時間（在宅患者訪問 診療料（ <u>Ⅰ</u> ））；*****			訪問地域、海路距離、往、復、往復の波浪の別及び滞在時間（在宅患者訪問診療料（ <u>1</u> ））； *****																			
■118	表中 区分上か ら 2 段目を右 の様に訂正	<table><tr><th>区分</th><th>診療行為名称等</th><th>記載事項</th><th>レセプト電算処理 システム用コード</th><th colspan="2">左記コードによるレセプト表示文言</th></tr><tr><td>C 001-2</td><td>在宅患者訪問診療 料（Ⅱ）の患家診療 時間加算</td><td>診療時間を記載する。</td><td>852100001 <u>114001470</u></td><td colspan="2">診療時間（患家診療時間加算） <u>患家診療時間加算（在宅患者訪問診療料（Ⅰ）・（Ⅱ））</u></td></tr></table>					区分	診療行為名称等	記載事項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言		C 001-2	在宅患者訪問診療 料（Ⅱ）の患家診療 時間加算	診療時間を記載する。	852100001 <u>114001470</u>	診療時間（患家診療時間加算） <u>患家診療時間加算（在宅患者訪問診療料（Ⅰ）・（Ⅱ））</u>							
区分	診療行為名称等	記載事項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言																				
C 001-2	在宅患者訪問診療 料（Ⅱ）の患家診療 時間加算	診療時間を記載する。	852100001 <u>114001470</u>	診療時間（患家診療時間加算） <u>患家診療時間加算（在宅患者訪問診療料（Ⅰ）・（Ⅱ））</u>																				
140	上から 1 行目	訪問診療「同一建物 住居者 」…			訪問診療「同一建物 居住者 」…																			
177	右段下から 4 行目	パンスポリン静注用 1g 1 瓶 76× <u>1</u>			パンスポリン静注用 1g 1 瓶 76× <u>2</u>																			

頁	訂正箇所	誤	正																													
■212	表中 「記載事項」 欄	(C013 在宅患者訪問褥瘡管理指導料の留意事項通知(8)又は(9)により当該指導管理料算定する場合)カンファレンスの日時、実施場所、概要、DESIGN-R による深さの評価及び本通知 C013(2)のいずれに該当するのかを記載する。	(C013 在宅患者訪問褥瘡管理指導料の留意事項通知(8)又は(9)により当該指導管理料算定する場合)カンファレンスの実施日、DESIGN-R による深さの評価及び本通知 C013(2)のいずれに該当するのかを記載する。																													
245	右段上から 2 行目	*血糖自己測定器加算 (20 回以上) (1 型糖尿病の患者を除く) 350×1	*血糖自己測定器加算 (20 回以上) 350×1																													
273	表中 右の太枠部を追加	<table><tr><th>区分</th><th>診療行為名称等</th><th>記載事項</th><th>レセプト電算処理システム用コード</th><th>左記コードによるレセプト表示文言</th></tr><tr><td rowspan="4">C163</td><td rowspan="4">特殊カテーテル加算「2」の「イ」親水性コーティング</td><td rowspan="4">「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第2章第2部 C163 の「特殊カテーテル加算」の(3)の「ア」から「エ」までのなかから該当するものを選択して記載するとともに、要件を満たす医学的根拠を記載する。</td><td>830100104</td><td>ア 脊髄障害の要件を満たす医学的根拠;*****</td></tr><tr><td>830100105</td><td>イ 二分脊椎の要件を満たす医学的根拠;*****</td></tr><tr><td>830100106</td><td>ウ 他の中樞神経を原因とする神経因性膀胱の要件を満たす医学的根拠;*****</td></tr><tr><td>830100107</td><td>エ その他の要件を満たす医学的根拠;*****</td></tr><tr><td rowspan="5">C163</td><td rowspan="5">特殊カテーテル加算</td><td rowspan="5">(1月に3回分又は2回分の算定を行う場合) 当月分に加え、翌々月分、翌月分、前月分、前々月分のいずれを算定したのか又は当月分に加え、翌月分、前月分のいずれを算定したのかを選択して記載する。</td><td>820100122</td><td>当月分</td></tr><tr><td>820100123</td><td>翌々月分</td></tr><tr><td>820100124</td><td>翌月分</td></tr><tr><td>820100125</td><td>前月分</td></tr><tr><td>820100126</td><td>前々月分</td></tr></table>		区分	診療行為名称等	記載事項	レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	C163	特殊カテーテル加算「2」の「イ」親水性コーティング	「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第2章第2部 C163 の「特殊カテーテル加算」の(3)の「ア」から「エ」までのなかから該当するものを選択して記載するとともに、要件を満たす医学的根拠を記載する。	830100104	ア 脊髄障害の要件を満たす医学的根拠;*****	830100105	イ 二分脊椎の要件を満たす医学的根拠;*****	830100106	ウ 他の中樞神経を原因とする神経因性膀胱の要件を満たす医学的根拠;*****	830100107	エ その他の要件を満たす医学的根拠;*****	C163	特殊カテーテル加算	(1月に3回分又は2回分の算定を行う場合) 当月分に加え、翌々月分、翌月分、前月分、前々月分のいずれを算定したのか又は当月分に加え、翌月分、前月分のいずれを算定したのかを選択して記載する。	820100122	当月分	820100123	翌々月分	820100124	翌月分	820100125	前月分	820100126	前々月分
区分	診療行為名称等	記載事項	レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言																												
C163	特殊カテーテル加算「2」の「イ」親水性コーティング	「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第2章第2部 C163 の「特殊カテーテル加算」の(3)の「ア」から「エ」までのなかから該当するものを選択して記載するとともに、要件を満たす医学的根拠を記載する。	830100104	ア 脊髄障害の要件を満たす医学的根拠;*****																												
			830100105	イ 二分脊椎の要件を満たす医学的根拠;*****																												
			830100106	ウ 他の中樞神経を原因とする神経因性膀胱の要件を満たす医学的根拠;*****																												
			830100107	エ その他の要件を満たす医学的根拠;*****																												
C163	特殊カテーテル加算	(1月に3回分又は2回分の算定を行う場合) 当月分に加え、翌々月分、翌月分、前月分、前々月分のいずれを算定したのか又は当月分に加え、翌月分、前月分のいずれを算定したのかを選択して記載する。	820100122	当月分																												
			820100123	翌々月分																												
			820100124	翌月分																												
			820100125	前月分																												
			820100126	前々月分																												
450	右段下から 1 行目	明細書の記載要領は P. 455～456 に記載。	明細書の記載要領は P. 454～456 に記載。																													
608	下から 3 行目	…「同一建物居住者以外」888 点…	…「同一建物居住者以外の場合」888 点…																													

最新の正誤表については、愛知県保険医協会 HP(<https://aichi-hkn.jp/member/120101-000000.html>)でも紹介していきますので、ご確認ください。